

被災自動車に係る自動車重量税の還付等について

1 概要

自動車の販売業者又は自動車特定整備事業者（以下「自動車の販売業者等」といいます。）の方が、自動車の使用者の方のために自動車検査証（車検証）の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車のうち、自動車重量税を納付して車検証の交付等又は車両番号の指定を受けた後、被災により走行の用に供されることなく使用が廃止されたもの（以下「被災自動車」といいます。）については、納付した自動車重量税の還付を受けることができます（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 9 条）。

2 還付を受けるための手続

被災自動車に係る自動車重量税の還付を受けるための手続は次のとおりです。

(1) 廃車証明書の交付申請

被災自動車の使用者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会（以下「運輸支局等」といいます。）から以下の証明書（廃車証明書）の交付を受けてください。

- ① 登録自動車 ・ ・ ・ ・ ・ 抹消登録を受けたことについての証明書（登録識別情報等通知書又は登録事項等証明書）
- ② 届出軽自動車 ・ ・ ・ ・ ・ 軽自動車届出済証返納証明書
- ③ その他の自動車 ・ ・ ・ ・ ・ 自動車検査証返納証明書

(2) 被災自動車確認書の交付申請

被災自動車を保管していた自動車の販売業者等の方は、災害のやんだ日^(注)から 1 か月以内に「被災自動車確認書交付申請書」2 部を被災地の所轄税務署に提出し、「被災自動車確認書」の交付を受けてください。その際には、(1)の「廃車証明書」の提示が必要となります。

(注)「災害のやんだ日」とは

災害が引き続き発生するおそれなくなり災害復旧に着手できる状態になったときをいい、具体的には、被災地域を管轄する税務署長又は国税局長が定めることとなります。

(3) 自動車重量税納付税額証明書の交付申請

被災自動車の使用者の方は、被災地の所轄税務署長より(2)の「被災自動車確認書」の交付を受けた日から1 か月以内に、「自動車重量税納付税額証明書交付申請書」2 部を車検証の交付等を受けた運輸支局等に提出し、「自動車重量税納付税額証明書」の交付を受けてください。その際には、(2)の「被災自動車確認書」の写しを添付してください。

(4) 還付申請

被災自動車の使用者の方は、災害のやんだ日から4か月以内に「被災自動車に係る自動車重量税還付申請書」に、(2)の「被災自動車確認書」及び(3)の「自動車重量税納付税額証明書」(届出軽自動車にあつては、これらに加えて(1)の「軽自動車届出済証返納証明書」)を添付して、被災自動車の使用者の住所地等の所轄税務署に提出してください。

なお、還付申請手続や還付金受領の権限を自動車の販売業者など他の者に委任する場合には、「委任状」1部の提出が必要となります。

3 還付申請の用紙

申請手続に必要な用紙は、国税庁ホームページの以下の場所から入手できます。

ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 申告手続・用紙 > 申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式) > 税務手続の案内(税目別一覧) > 自動車重量税

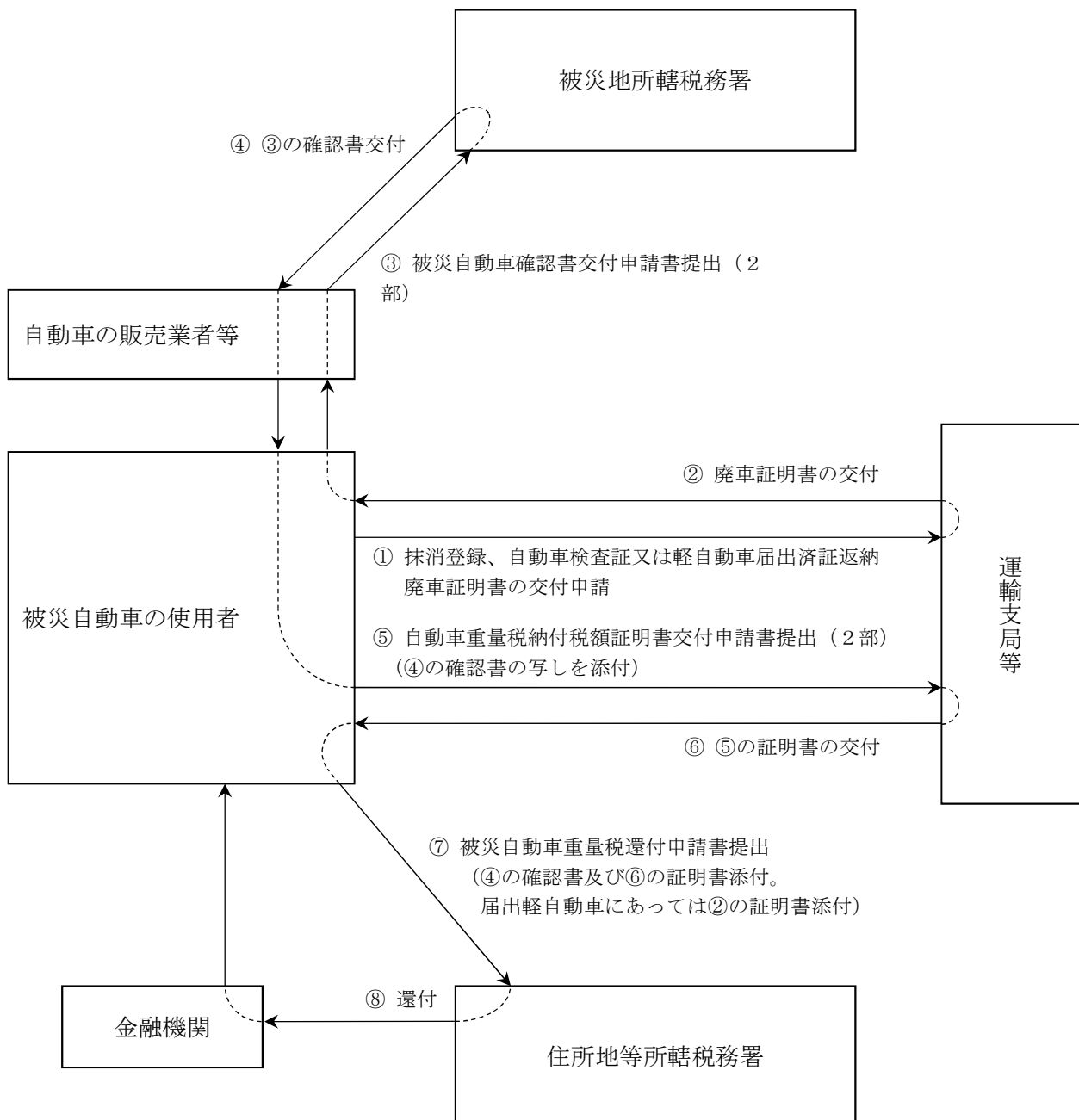
URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/jidosha/mokuji.htm>

4 留意事項

この手続により被災自動車に係る自動車重量税の還付を受けた場合は、後日、当該被災自動車が解体等されたとしても、既に自動車重量税の還付を受けていることから、使用済自動車等に係る自動車重量税の還付措置(租税特別措置法第90条の15)の適用はありませんのでご注意ください。

(参考)

被災自動車に係る自動車重量税還付手続の流れ



被災自動車確認書交付申請書

収受印

2
通
提
出

令和 3 年 4 月 21 日 麴町 税務署長殿	申	(住 所)(〒 100 - 1111) 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1 (電話番号 03 - 1111 - 1111)				署 長			
	請	(氏名又は名称及び代表者氏名) (フリガナ) 財務自動車販売株式会社 代表取締役 財務一郎				副署長			
	者	(個人番号又は法人番号) ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		※ 個人番号又は法人番号 は、税務署提出用 2 通の内 1 通のみに記載してくだ さい。		統括官			
下記の自動車は、当社（私）が当該自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号 の指定を受ける目的で保管している間に、被災したことにより、当該自動車検査証の交付等又は 車両番号の指定を受けた後走行の用に供されることなく使用の廃止がされたため、その事実を確認 の上確認書の交付を受けたいので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施 行に関する政令第15条の5の規定により、下記のとおり申請します。								担当者	
被災自動車	自動車登録番号又は車両番号 品川 XXX る XXXX		車 台 番 号 HB 123-4567		起 決				
被災場所 (保管場所)	東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務自動車販売(株)本社		使 用 者	(住所) 東京都港区西麻布 1-〇-△		案 裁			
被害の状況	地震による全壊			(氏名又は名称及び代表者氏名) 国税 次郎					
保管開始年月日	令和 3 年 4 月 7 日	被災年月日	令和 3 年 4 月 10 日		年 年	月 月			
使用廃止年月日	令和 3 年 4 月 14 日	災害のやんだ日	※ 令和 年 月 日						
※ 上記のとおり相違ないことを確認します。 第 _____ 号 令和 年 月 日 _____ 税務署長 						日 日			
参 考	自動車重量税の納付年月日		令和 3 年 4 月 8 日						
	自動車検査証の交付等又は車両 番号の指定を受けた年月日		令和 3 年 4 月 8 日						

※税務署 整理欄	整理番号		入 力		番 号 確 認	確認書類 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証 その他 ()
	通信日付印	年 月 日	確 認		身 元 確 認	

- 注意 1 2通提出してください。
2 使用の廃止（廃車）をしたことを証する書類を提示してください。
3 ※印欄は、記載しないでください。

収受印

令和 3 年 5 月 6 日

麻布 税務署長 殿

還付申請者

（住 所）（〒 106 - 1111 ）
東京都港区西麻布 1 - 〇 - △
（電話番号 03 - 2222 - 2222 ）

（氏名又は名称及び代表者氏名）（フリガナ）
国 税 次 郎

（個人番号又は法人番号）
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4

同上代理人

（住 所）（〒 106 - 1111 ）
東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
（電話番号 03 - 1111 - 1111 ）

（氏名又は名称及び代表者氏名）（フリガナ）
財 務 自 動 車 販 売 株 式 有 限 公 司
代 表 取 締 役 財 務 一 郎

被 災 自 動 車

自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号
品 川 XXX る XXXX

車 台 番 号
HB 123-4567

自 動 車 重 量 税 の
納 付 年 月 日

令和 3 年 4 月 8 日

還付を受けよう
とする金額

円
3 6 , 9 0 0

還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関

銀 行 等

（銀行等への振込）
甲 乙 銀 行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所
普通 預金 口座番号 1234567

郵便局

（ゆうちょ銀行の貯金口座への振込）
貯金口座の
記号番号
（郵便局等の窓口受取り）

添 付 書 類

① 被災自動車確認書
② 自動車重量税納付税額証明書
③ 軽自動車届出済証返納証明書
④ 委任状

[該当するものを○
で囲んでください。]

※税務署整理欄	起 案	年 月 日	決	署 長	副署長	統括官	担当者	確認者	支払通知書 等 作 成	
	決 裁	年 月 日	裁							
	調 査 績									
	番号確認	身元確認	☐ 済 ☐ 未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()						
	整理番号	通信日付印			年 月 日		確 認	入 力		

注意 ※印欄は、記載しないでください。

委任状

(受任者)

住所 東京都千代田区霞が関3-1-1氏名又は名称 財務自動車販売株式会社
及び代表者氏名 代表取締役 財務 一郎

下記の被災自動車に係る自動車重量税の還付申請の手續及び還付金（還付加算金を含む。）の受領権限を上記の者に委任します。

被災自動車	自動車登録番号又は車両番号	車台番号
	品川 XXX る XXXX	HB 123-4567

(委任者)

住所 東京都港区西麻布1-〇-△氏名又は名称 国税 次郎
及び代表者氏名

注 意 還付申請の手續又は還付金の受領権限のいずれか一方のみを委任する場合には不要の文字を二重線で抹消してください。